

住宅行政審議会の委員を募集します

小樽市住宅行政審議会委員応募要領

1 公募の趣旨

小樽市では、住宅行政の推進、市営住宅の整備、運営等の審議をするため、小樽市住宅行政審議会を設置しています。

この委員会では、学識経験者、関係団体など様々な立場の方々から御意見を求めることにしていますが、あわせて市民の皆様からも広く御意見をお聞きするため、委員の一部を公募することにしました。

2 応募資格

委員に応募しようとする方は、次の条件を満たすことが必要です。

(1) 小樽市内に居住する満18歳以上の方（令和6年3月1日現在）

(2) 本市の他の審議会等の委員になっていない方で、審議会に出席できる方。（令和6年度中に3回程度を予定し、平日の昼間に開催します。）

※ ただし、国又は地方公共団体の議員及び職員（非常勤を含みます。）の方は、応募することができません。

3 募集人員

1名

4 委員の任期

令和6年3月25日から令和8年3月24日まで

5 謝礼

審議会に出席していただいた場合には、謝礼をお支払いします。

6 応募方法

(1) 応募用紙（様式第1号）に応募動機などの必要事項を記入し、基本テーマに沿った400字程度の作文（様式第2号又は別様式）と併せて、8に掲げる応募先に郵送又は御持参ください。なお、電子メールによる受付はいたしません。

応募用紙は、小樽市建設部建築住宅課、市役所、駅前、塩谷、銭函の各サービスセンターにも備えてあります。

また、インターネットからも応募用紙をダウンロードすることがで

きますので、下記アドレスをご利用ください。

(<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020112300100/>)

(2) 作文

◎基本テーマ「住宅環境」や「市営住宅」に関すること。
題名は自由（基本テーマに沿って題名を付けてください。）
例：小樽市の住宅事情について
：環境と住宅について
：高齢者に優しい住宅について など

注1：様式第2号又は任意の別様式に記載願います。

注2：応募される方は必ず提出してください。

注3：提出された作文は、お返しいたしません。あらかじめ御了承ください。

(3) 応募期間

令和6年3月1日（金）から令和6年3月15日（金）まで
（郵送の場合は、当日の消印まで有効です。）

7 選考について

選考委員会において、応募用紙記載内容や作文により、総合的に選考いたします。

なお、選考結果は3月下旬に応募者全員にお知らせいたします。

8 応募先・問合せ先

小樽市建設部建築住宅課住宅係

〒047-0024 小樽市花園5丁目10番1号

電話 0134-32-4111 内線 7354